

令和 6 年度 第 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 6 年 5 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 4 5 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	×
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	竹 内 隆	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 八子 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 議案第 3 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 (案) の決定を求める件について
- 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について

会議の件名	議事録
1. 開会	<p>後藤事務局長が開会を告げる。午後1時25分</p> <p><b>【あいさつ】</b></p> <p>◎事務局長 皆さんこんにちは。 ただいまより令和6年度第2回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、私から連絡がございます。昨年度から2か年で地域計画の策定を行っているところです。本日は、赤岩地区の協議の場ということで総会終了後、会議を行いますのでよろしくお願いいたします。 また、先日の行政説明会の中でも、農業振興についてどう考えているのかと、問い合わせがあったところです。住民の方も関心を持たれているところです。 町内を5地区に分けて策定していきますのでご協力お願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、山崎会長ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>◎会長 皆さんこんにちは。 田んぼの方は、大規模農家さんを除いてほぼ終わっているのかと思います。開会前に高橋代理と話しましたが、〇〇さんがトウモロコシのハウス栽培を行って、本日から直売所に卸始めたそうです。 私も2月初旬に種まきを行いました。6月から直売所に卸せるのかと思います。 また、明日は、四市町農政研究会が行われます。松伏町が幹事で三郷市、八潮市、吉川市、各農業委員会の会長と代理、事務局が参加するものです。 視察先として、(株)アグリスタジアムさんにお邪魔する予定となっております。舛田委員におかれましては、各市にアピールしていただければと思います。 それでは、慎重審議よろしくお願いいたします。 これより開会いたします。</p> <p>◎事務局長 ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
日程第1	<p><b>【開会の宣言】</b></p> <p>◎議長 ただいまから、令和6年度第2回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員13名、最適化推進委員7名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p>
日程第2	<p><b>【会議録署名委員の指名について】</b></p> <p>◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。</p>

本日、急遽藤江委員が欠席のため  
5番 横川 朝治 委員  
6番 岡田 嘉男 委員  
以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。

**【諸報告について】**

◎議長

次に、諸報告を行います。  
まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。

(なし)

◎議長

続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。

◎竹内委員

6月に総代会があります。皆様に資料が配布されますのでよろしく願いいたします。

◎議長

続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。

(なし)

◎議長

以上で報告を終わります。

日程第3

**【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について】**

◎議長

続いて、日程3議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。

時間短縮のため、朗読は省略します。

また、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、竹内委員の退席を求めます。

(竹内委員退席)

それではNo.1について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は1～2ページです。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇方です。

譲渡人は、公益社団法人埼玉県農林公社です。  
申請地の地目は、すべて田です。面積は21筆合計で〇〇〇〇〇〇㎡です。  
また、売買金額は、〇〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。  
移転理由については、農地売買事業による経営拡大です。  
譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇〇〇㎡です。  
おもな作付作物は水稻です。  
農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農業用トラックを保有しています。  
譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。  
世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、妻の〇〇〇さんが〇〇〇日、母の〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。150日以上のため、農作業に常時従事する認められます。  
今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇㎡になります。  
周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。  
よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

5月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。  
以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。  
許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。  
よって、本案は許可されました。

それでは、竹内委員の復席を許可します。

(竹内委員復席)

◎議長

次にNo.2についても、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、八木委員の退席を求めます。

(八木委員退席)

それではNo.2について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は3ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

申請地の地目は、田です。面積は〇〇〇㎡の農地です。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

また、売買金額は〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は、水稻です。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農業用トラックを保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、妻の〇〇さんが〇〇〇日、母の〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。150日以上のため、農作業に常時従事する認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

5月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。



<p>日程第 5</p>	<p>住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。</p> <p>また、20年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。</p> <p>◎永野委員 5月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。</p> <p>承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、本案は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見を求める件について】</b></p> <p>◎議長 続いて、日程5議案第3号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見を求める件についてを上程いたします。</p> <p>No.1について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 今回、除外が2件あります。白地ではなく、青地になります。ここは基本的には農地以外は認められない場所ですが、町では年に2回農業振興地域からの除外の申請を受け付けています。担当は各部門から意見を集約し、やむを得ないものなのか、支障があるものなのかを農業委員会で審議して、意見を求めるものになります。</p> <p>案内図は○ページです。土地利用計画図は○ページになります。</p> <p>申出地は○○○○○○、地目は田です。面積は○○○㎡の農地です。</p> <p>計画者は○○○○○○にあります○○○○○○○○さんです。</p> <p>土地所有者は○○○○○○に居住されている○○○○さんです。</p> <p>申請内容は○○○○、○○○○です。</p> <p>申請理由については、当社は○○○○○○で○○○○を構え、○○○○○○</p>
--------------	---

と〇〇〇〇〇〇を行っており、〇〇〇地内に〇〇〇と〇〇〇の〇〇〇を設けています。また、〇〇〇から〇〇〇離れたところに〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇借りています。

現在、敷地内に設けられた〇〇〇〇と〇〇〇は、十分な広さとは言えず、〇〇〇の出し入れのたびに〇〇〇を出し入れする必要があり、作業効率が良くなり、安全面においても懸念をいただてきました。加えて、ここ数年〇〇〇〇〇〇〇び〇〇〇〇〇〇〇とも〇〇が増えていいます。そのことにより、〇〇〇〇がより手狭になっています。今後、〇〇〇が拡大してゆくことを見据え、十分な広さを持つ〇〇〇と〇〇〇を整備することとしました。そこで、土地選定として、立地条件と面積条件を設けました。まず、〇〇〇として〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と〇〇〇分の〇〇〇を考慮し、〇〇〇程度の面積条件を設けました。また、〇〇〇はできるだけ〇〇〇から近いところという立地条件も設けました。

また、弊社では、数年前から〇〇〇の安全な労働環境・労働時間の削減の取り組みをしてきました。労働環境の改善のため、〇〇〇に近い場所に〇〇〇を設置する立地条件を設けました。

これらの条件を基に〇〇の土地を検討しましたが、適した土地が見つかりませんでした。

そこで、〇〇〇に相談したところ、快く同意してくださいました

この申出は、今後の弊社にとって必要な申出となります。寛大なご拝領を賜りますようお願い申し上げます。

以上の理由から当該地を申請されました。

被害防除対策については申出地東側境界に CB 1 段を設置し法面で仕上げます、南側水路側には法面で仕上げます。

敷地内は砂利敷きで出入り口部分はアスファルト舗装を行います。

説明については以上です。

#### ◎議長

続いて、申請内容及び現地状況を、地区担当委員から報告願います。

#### ◎岡田委員

5月20日月曜日に現地調査を行いました。申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですので、ご審議よろしく願います。

#### ◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑はありませんか。

#### ◎高橋会長職務代理

除外をして隣地を〇〇〇と〇〇〇にするわけですが、敷地拡張ではないのですか。

また、東側境界は法面でCB1段だけでは、足りないのではないかと。2段または、3段ぐらい必要じゃないか。

水路側は、法面だけなのでCBなどで被害防除が必要だと思います。

#### ◎事務局

今回の土地利用計画図では、隣地〇〇〇との境界沿いにはCBなどはありません。そのため、敷地拡張としてもとらえることができます。敷地拡張の場合であれば既存敷地の1/2までの面積になります。そのため、〇〇〇



を含めた土地利用計画図、理由書などで単体での除外であることを説明していただく必要があると思います。

また、東側境界についても、CB1 段法面で仕上げるので、敷地内の砂利等が流出する恐れがあります。

南側水路についても法面で仕上げるため、砂利等の流出の恐れがあるため、CB などで被害防除が必要かと思ひます。

◎柴田委員

事業拡大しているということだが、決算書なり過去何年か分の資料なりで、確認する必要があるのではないか。

◎事務局

除外の審査の段階でそこは確認されるかと思ひます。

◎八木委員

農家として意見なんです、ここの道を出る際に隣にヤードがあるため、まったく通行する車が見えない。今回の申出地が今後転用されいと両側が見えない状況になる。

この道は、抜け道として使われるため、大変危険な場所です。今後ミラーなどの設置をしてもらいたいです。

◎事務局

交通安全上の問題ですが、東側は〇〇〇になります。今後〇〇〇ができると、今まで耕作するためだけに使っていた道路が、生活道路になってくるかと思ひます。

今後〇〇〇との協議等もあるため、町の交通安全担当にも情報共有させていただきます。

◎議長

質疑なしと認め、これより意見を求めます。

やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、本案はやむを得ないとされました。

今回、懸念される部分については、意見として伝えてください。

◎議長

次にNo.2 について、事務局説明願ひます。

◎事務局

案内図は6 ページです。土地利用計画図は3 ページになります。

申出地は〇〇〇〇〇〇、地目は田です。面積は〇〇〇㎡の農地です。

計画者は〇〇〇〇〇〇にあります〇〇〇〇〇〇さんです。

土地所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇〇〇さんです。

申請内容は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

申請理由については、当社は、申出地隣地の〇〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいます。〇〇〇〇に〇〇〇〇を〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇〇〇し営業してきました。

当社は、近隣にお住いの方の〇〇〇の〇〇、〇〇のご依頼を多数いただいておりますが、〇〇に隣接していて〇〇〇あるので〇〇〇の出入りが可能なこともあり、他の〇〇〇では受け入れできない〇〇〇の〇〇〇のご依頼も多数いただいております。

現在、〇〇〇や〇〇〇を〇〇〇や〇〇〇の周辺に並列に停車しており、〇〇〇を使用する場合は、他の〇〇〇を移動して利用せざるを得ない状況で時間がかかってしまうことや、〇〇〇を〇〇〇しているときに大きな音が出る場合は、声を掛け合って〇〇〇の移動をしており、大変危険な状態です。

また、〇〇〇の〇〇〇が取れずに短時間の場合などは、〇〇〇に〇〇〇をしてしまう方もいて当社としては大変困っています。

解決策として新規の〇〇〇が必要で、〇〇〇に相談したところ申出地の農地を〇〇〇として利用することに快く承諾していただきました。

また、〇〇〇の〇〇〇も現在利用していないので購入してくれないかとのお話までいただきました。当社は、休日や夜間に〇〇〇の引き取りや〇〇〇の〇〇〇などがあります。この〇〇〇を利用できれば代表の私や従業員がそこで待機することもできるので負担を軽減することが出来ます。防犯上でも〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と隣接している〇〇〇を利用することにより空き巣などの心配もなくなります。近くには〇〇〇や〇〇〇もあり、〇〇〇が故障した場合などにも対応することが出来ます。

何卒、ご許可いただきたく切にお願いいたします。

以上の理由から当該地を申請されました。

被害防除対策については、申出地北側に新設 CB を設置して被害防除を行います。敷地内は砂利敷きです。

説明については以上です。

◎議長

続いて、申請内容及び現地状況を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

5月20日、月曜日に現地調査を行いました。申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですので、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより意見を求めます。

やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案はやむを得ないとされました。

日程第6

【議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化推進の状況とその他事務の実施状況の公表(案)の決定を求める件について】

◎議長

続いて日程6議案第4号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化推進の状況とその他事務の実施状況の公表(案)の決定を求める件についてを

上程いたします。

事務局から説明願います。

◎事務局

議案第4号と書かれた資料の参照願います。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化推進の状況とその他事務の実施状況の公表（案）の決定を求める件についてということで、1ページ目は令和5年4月1日現在の農業委員会の状況です。

農業委員会の現在の体制と農家農地等の概要になります。

2ページ目は最適化活動の実施状況の点検評価結果です。

（1）農地の集積です。①現状及び課題として、管内の農地面積は581ha、これまでの集積面積は169haです。集積率は29.1%。課題として生産能力が低い農地は利用集積になりにくいです。

②目標です。農地の集積の目標年度は令和12年度です。今年度集積面積が15.3ha、今年度末の集積面積累計を184.3haとし、集積率は31.7%としました。

③実績です。今年度新規集積面積は6.64ha、今年度末の集積面積累計は175.64ha、集積率は30.2%。目標に対する達成状況は95.4%でした。

農業委員会の点検結果として、目標を達成することができなかった。担い手への利用集積にあたって、引き続き活動を行っていきます。

続いて（2）遊休農地の発生防止と、解消についてです。①現状及び課題として1号遊休農地の面積は2.8haのうち緑区分の遊休農地面積は2.8haです。非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休農地化している傾向があります。

②目標です。緑区分の遊休農地の解消は0.7haです。

③実績として0.5ha、目標に対する達成状況は71.4%です。

④その他です。農地の利用状況調査は令和5年9月と令和6年1月に行いました。結果の取りまとめは令和6年2月に行いました。

農地の利用意向調査については令和5年3月に行い、取りまとめを令和5年4月に行いました。

点検結果として、目標を達成することができました。農地パトロールを行い、遊休農地の所有者が希望する場合、農地の集積集約に向けた調整を行う必要があります。

続いて（3）新規参入者の促進です。①現状及び課題として、令和2年度から令和4年度まで新規参入者は、なしです。課題として、農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。

②目標です。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積を2.8haとしました。

③実績です。同意を得て公表した面積は0ha、目標に対する達成状況は0%です。参入経営体は3経営体です。取得農地面積は0.34haになります。

点検結果として、参入者数の目標を達成できなかった。引き続き、新規参入者の相談等の受け入れを実施したいと思います。

続いて、最適化活動の活動目標です。（1）最適化活動を行う農業委員の人数は14名、最適化推進委員が7名です。最適化活動を行う目標日数を1人10日としました。

（2）活動強化月間の目標です。①目標は活動強化月間の設定回数は年3回、11月～1月を強化月間とし、8・1調査の結果をもとに担い手へ

<p>日程第 7</p>	<p>の農地の集積を行い、遊休農地の所有者が希望する場合、農地の集積集約に向けた調整を行いました。</p> <p>②実績です。活動強化月間の設定回数を 3 回行いました。1 1 月～1 月にかけて、農地の集積を行いました。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加です。①目標は相談会への参加を 1 回としました。</p> <p>②実績です。参加回数は 0 回です。</p> <p>最後に目標の達成状況です。別表に基づいて成果目標及び活動目標の達成状況は、目標に対して期待どおりの結果が得られました。</p> <p>続いて、事務の実施状況です。1 総会、部会の開催実績として、総会は 7 月以外すべて開催しました。部会については総務協議会を 1 2 月と 1 月に行いました。</p> <p>続いて、農地法第 3 条に基づく許可事務です。1 年間の処理件数は 1 8 件です。うち許可が 1 6 件です。標準処理期間は申請書受理から 1 5 日です。処理期間平均は 1 5 日です。総会開催日については公表しており、申請書締切日についても公表しております。</p> <p>続いて、農地転用に関する事務です。権限移譲はありません。1 年間の処理件数は 3 5 件、うち許可相当が 3 1 件です。うち不許可相当が 0 件です。標準処理期間は申請書受理から 4 0 日です。処理期間平均は 4 0 日です。</p> <p>最後に違反転用への対応です。管内の農地面積は 5 8 1 ha、年度末時点の違反転用面積は 1. 9 7 ha です。違反転用解消のために農地パトロールと是正指導を実施しました。違反転用解消面積は 0. 0 6 ha です。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。</p> <p>【報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 7 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、転用の届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p>
--------------	--

◎事務局

- ・来月の総会日時について
- ・地域計画協議の場について

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。  
閉会の挨拶を、高橋会長職務代理よりお願いします。

◎高橋会長職務代理

慎重審議ありがとうございました。

現在、台風一号が発生しています。皆さん被害が出ないよう事前の準備をお願いします。

本日はお疲れ様でした。